同表対馬海上保安部の項を次のように改める。

対馬海上保安部	（電話）0920―52―8177	三島灯台	風向 風速 気圧 波高
		豆酘埼灯台	風向 風速
		若宮灯台	風向 風速 気圧 波高
		筑前相ノ島灯台	風向 風速
		妙見埼灯台	
	http://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/tsushima/kisyou.html	豆酘埼灯台	風向 風速
		三島灯台	風向 風速 気圧 波高
		若宮灯台	
		筑前相ノ島灯台	風向 風速

同表唐津海上保安部の項中「（電話）0955―70―0117」を削り、「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/karatsu/kisyou/」を「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/karatsu/kisyou.html」に改め、同表福岡海上保安部の項を次のように改める。

福岡海上保安部	http://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/fukuoka/kisyou.html	豆酘埼灯台	風向 風速
		三島灯台	風向 風速 気圧 波高
		若宮灯台	
		筑前相ノ島灯台	風向 風速
		妙見埼灯台	

同表若松海上保安部の項中「（電話）093―751―9177」を削り、「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/wakamatsu/kisyou/」を「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/wakamatsu/kisyou.html」に改め、同表仙崎海上保安部の項中「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/senzaki/kisyou/」を「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/senzaki/kisyou.html」に改める。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

公害等調整委員会公示第二号

公調委平成二十二年（フ）第三号　栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件について次のような裁定があったので、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第四十二条第四項の規定により公示する。

平成二十四年六月二十八日　　公害等調整委員会委員長　大内　捷司

公調委平成22年（フ）第３号　栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

裁　　定

栃木県那須郡那須町大字高久甲3900番地

申　請　人　株式会社那須国際射撃場
上記代表者代表取締役　折原　英司
上記代理人弁護士　中村　雅人
同　中村　順子
同　好川　久治
同　澄川　洋子
同　上原　理
同　星野　聖子
上記復代理人弁護士　志村　知彦

宇都宮市塙田１丁目１番20号

処　分　庁　栃木県知事
上記代理人弁護士　谷田　容一
上記指定代理人　高原　規也
同　横山　泰治
同　野中　泰生

主　　文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事　実　及　び　理　由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人

栃木県知事が申請人に対し平成22年10月20日付け栃木県指令工第14―3580号をもってした砂利採取計画不認可処分を取り消す，との裁定を求める。

２　処分庁

主文と同旨の裁定を求める。

第２　事案の概要

申請人が処分庁に対し，平成22年２月19日，栃木県那須塩原市戸田字那須東原15番36，15番110の土地の掘削に関する砂利採取計画につき，砂利採取法第16条の規定による認可の申請をしたのに対し，処分庁は，栃木県砂利採取計画認可事務取扱要綱の審査基準に適合せず，砂利採取法第19条の不認可事由に該当するとして，平成22年10月20日付けで不認可の処分をした。

本件は，申請人が，上記申請は，栃木県砂利採取計画認可事務取扱要綱の例外規定に該当し，かつ，申請の内容についても砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないことから，上記不認可処分は違法であると主張して，その取消しを求めた事案である。